

私は可能な場合釣りをします。その日の状況把握をしてアドバイス等をしています。釣れたものは釣果の少なかったお客様中心に分けています。満席や悪天候などで釣りをしない場合も普段釣りをしている船頭ということでアドバイスを受け入れてくれるお客様も多いです。

釣りをしない船長の間違ったアドバイスをみのりで実践されて釣れないお客様も見かけます。

味見をしない料理人の料理、食べる気しますか？

そもそも漁師やプレジャーボートは人を乗せても釣りが出来るのです。営利目的の遊漁とは違うと思われる方、漁師は営利目的です。取引先を接待で自船に乗せて船長が釣りをすることは営利目的といえませんか？

今回遊漁船の船長だけが不可のような指導になっています。 **どういう理屈でしょうかね～**

このことは不当な行政指導としか思えません。私の業務規程は受付されたので5月13日に「登録の取り消し」というメールは確実にこれにあたります。

疑問に思われる方は水産庁のホームページに問い合わせがあります。